

(第79回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第79期 報 告 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

事 業 報 告

連 結 貸 借 対 照 表

連 結 損 益 計 算 書

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

 日本ケミファ株式会社

事業報告

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第79期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

本年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の被害は、緩慢ながらもリーマンショック以降の経済危機から回復基調に転じていたわが国経済の先行きに、新たな課題を突き付けました。

医薬品業界におきましては、昨年4月に診療報酬と薬価基準の改定が実施され、診療報酬全体では10年ぶりのネットプラス改定となった中で、患者負担の軽減と医療保険財政の改善を目的としたジェネリック医薬品の更なる使用促進策として、保険薬局を中心とした医療機関での取り組みを評価する制度が導入されました。

当社グループは、このような環境下で、「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーの実績に基づく安心と責任をベースにした取り組みを全社一丸となって進めてまいりました。特に生産面では、昨年10月に当社工場を当社100%子会社の日本薬品工業株式会社へ吸収分割し、グループ全体でサプライチェーンの生産性及び効率性の向上への取り組みを、より一層推し進めてまいりました。

なお、東日本大震災により、日本薬品工業株式会社のつくば工場及び茨城工場は整備点検のため一時的に操業を停止しましたが、大きな被害はなく、速やかに操業を再開することができました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

当社グループは、ジェネリック医薬品とアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」の普及を医薬品事業における2つの柱としております。

ジェネリック医薬品につきましては、当期は16品目の新規上市を行い、兼業メーカー（先発医薬品を扱うメーカー）としてトップクラスの品揃えを擁しております。さらに、平成22年度の診療報酬改定において過去最大のジェネリック医薬品使用促進策が盛り込まれたことを受け、ジェネリック医薬品の需要拡大やそれに伴う情報提供活動に十分対応できるよう、都市部の人的拡充等の体

制強化に取り組むとともに、流通卸・保険薬局チェーンとの更なる連携強化を進め、安定供給体制の拡充を図ってまいりました。

もう一方の柱であるウラリットにつきましては、「ウラリット配合錠」のコンプライアンス（患者さんの服薬遵守）向上のための製剤改良を行うとともに、高尿酸血症における酸性尿改善の意義について、普及活動を継続してまいりました。

その結果、ジェネリック医薬品の売上高は、前期比23.8%の増収となりました。一方で、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は、主に薬価改定と競争激化による他2品の減収により前期比12.9%の減収となり、医療用医薬品全体では前期比11.8%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高を薬効別の構成比率で見ますと、循環器官用及び呼吸器官用薬30.1%、ウラリット等の代謝性医薬品23.8%、病原生物用薬12.6%、消化器官用薬12.1%、神経系及び感覚器官用薬11.5%、腫瘍用薬2.2%、その他の医薬品7.7%となっています。

次に研究開発ですが、ジェネリック医薬品の研究開発では、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制の強化を図るとともに、平成21年12月に子会社化した日本薬品工業株式会社並びにその他ジェネリック医薬品専門メーカーとの共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を図っております。

また、新薬の研究開発では、探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めており、既に「NC-2300」（カテプシンK阻害薬：骨疾患用剤）と「NC-2400」（PPAR δ アゴニスト：脂質代謝改善剤）を海外開発ベンチャー企業に導出済みです。加えて、当期におきましては、新たな導出候補化合物として、「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬：尿酸降下薬）の開発を進めることといたしました。この「NC-2500」は、当社の3つのミッションの一つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めてきたもので、当社としても大きな期待を寄せております。

海外展開に関しては、韓国での鎮痛・消炎剤「ソレトン錠」、高血圧症治療剤「カルバン錠」の販売が引き続き堅調に推移しております。

2) 臨床検査薬

主力であるヘモグロビンA1c検査薬は、昨年7月から糖尿病診断基準に盛り込まれたことで競争が激化している中、売上高は前期を若干上回りました。自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」は、季節により売上高の増減がありましたが通期では前期並みとなり、臨床検査薬全体の売上高は前期を若干上回りました。

以上の結果、医薬品事業全体の売上高は、連結子会社である日本薬品工業株式会社の業績が当期においてはフルに寄与したことに加え、ジェネリック医薬品で、「アムロジピン錠『ケミファ』」及び「アムロジピンOD錠『ケミファ』」の伸長と、昨年上市した「ラベプラゾール錠『ケミファ』」等が寄与したことなどにより、26,205百万円（前期比14.4%増）となりました。営業利益は、日本薬品工業株式会社の連結寄与に加え、ジェネリック医薬品の売上高増加と経費低減努力が奏功し、2,010百万円（前期比157.6%増）となりました。

【その他】

受託試験事業では受注が順調に推移いたしました。一方で、ヘルスケア製品については、当社連結子会社シャプロ株式会社との連携強化により事業の効率性を高める努力をいたしましたが、長引く消費の低迷と、流通業界の再編に伴う販路縮小の影響を受け、売上高は前期と比較して減収となりました。

以上の結果、売上高は1,155百万円（前期比7.5%増）、営業損失は11百万円（前期は営業損失13百万円）となりました。

以上の結果、各セグメントを通算した業績は当期の連結売上高が27,361百万円（前期比14.1%増）、連結営業利益が1,999百万円（前期比160.5%増）、連結経常利益が1,818百万円（前期比209.6%増）、当期純利益が573百万円（前期比111.8%増）となりました。

なお、当期から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。前期との比較については、当期のセグメント別に組み替えて比較しております。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 78 期	当 期 第 79 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	22,907百万円	26,205百万円	3,298百万円	14.4%
そ の 他	1,075百万円	1,155百万円	80百万円	7.5%
合 計	23,982百万円	27,361百万円	3,378百万円	14.1%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用及び呼吸器官用薬	7,318百万円	30.1%
代謝性医薬品	5,801百万円	23.8%
病原生物用薬	3,073百万円	12.6%
消化器官用薬	2,941百万円	12.1%
神経系及び感覚器官用薬	2,801百万円	11.5%
腫瘍用薬	540百万円	2.2%
その他の医薬品	1,871百万円	7.7%
医療用医薬品計	24,345百万円	100.0%
その他の売上高	1,860百万円	—
医薬品事業合計	26,205百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期	平成22年度 第 79 期 (当連結会計年度)
売 上 高	20,918百万円	22,307百万円	23,982百万円	27,361百万円
経 常 利 益	1,008百万円	363百万円	587百万円	1,818百万円
当 期 純 利 益	390百万円	168百万円	270百万円	573百万円
1株当たり当期純利益	10.22円	4.41円	7.10円	13.95円
総 資 産	21,764百万円	24,696百万円	29,600百万円	30,786百万円
純 資 産	6,943百万円	6,847百万円	7,865百万円	8,964百万円
1株当たり純資産	181.99円	179.55円	185.22円	212.92円

(当社)

区 分	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期	平成22年度 第 79 期 (当事業年度)
売 上 高	19,823百万円	21,490百万円	22,837百万円	25,245百万円
経 常 利 益	903百万円	320百万円	450百万円	1,091百万円
当 期 純 利 益	311百万円	133百万円	135百万円	304百万円
1株当たり当期純利益	8.11円	3.47円	3.53円	7.36円
総 資 産	20,837百万円	23,689百万円	26,627百万円	28,731百万円
純 資 産	6,689百万円	6,558百万円	6,640百万円	8,272百万円
1株当たり純資産	174.40円	171.06円	173.14円	194.94円

5. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、平成22年9月に500百万円の無担保社債（銀行保証付私募債）を発行いたしました。

6. 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

7. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成22年10月1日をもって会社分割により、当社の茨城工場における医薬品等の製造事業を日本薬品工業株式会社に承継いたしました。

8. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

9. 吸収合併又は吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

10. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成22年7月1日をもって株式交換により、日本薬品工業株式会社を完全子会社といたしました。

11. 対処すべき課題

新薬創出・適応外薬解消等促進加算の導入により、長期収載品（特許が切れた先発医薬品）の薬価引き下げが実施されるかたわら、ジェネリック医薬品については使用促進策が打ち出され、今後も継続的な市場拡大が期待されます。一方で、外資系メーカーや大手新薬メーカー等が相次ぎジェネリック医薬品事業への参入を表明し、更なる競争の激化が予想されます。

そのような事業環境において、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入し、兼業メーカー随一の品揃えを擁する当社グループのアドバンテージを維持し、ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立するためには、引き続きジェネリック医薬品の開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化し、高品質で経済性の高い製品を提供することが不可欠であると考えております。かかる方針のもと、昨年10月に行ったグループ内での製造拠点の統合により、製造面で更なる効率化、高品質化を推進してまいります。

なお、今後、東日本大震災の影響から消費電力抑制に係る取り組みが不可欠となりますが、当社も節電に最大限協力しつつ、医薬品の安定供給に支障が生じることがないように万全の対策を講じてまいります。

平成23年度は前期に引き続き大型ジェネリック医薬品の上市が見込まれており、流通卸・保険薬局チェーンとの連携を図りながら、より一層の安定供給の確保を図ってまいります。また、一部地域で実施していたMRの「チーム制」を全国で導入し、DPC対象病院への取り組み強化を図るとともに、周辺の門前薬局や開業医へのジェネリック医薬品の波及を図ります。

ウラリットに関しましては、高尿酸血症市場の活性化に伴って、これを販売実績の拡大に結び付けるべく、効率的な普及活動に取り組んでまいります。

研究開発分野では、平成22年度に引き続き、自社開発品を中心としたジェネリック医薬品の積極的な開発を進めてまいります。新薬開発では欧米の開発ベンチャー企業に導出した2品目の一層の開発進展を図るとともに、「NC-2500」の早期導出を目指します。

海外展開では、韓国に続いて中国を中心としたアジア各国への展開を更に進めていきたいと考えております。

臨床検査薬及びヘルスケア製品の分野でも、それぞれ既存品の売上拡大と特長のある新しい商品の開発を目指しております。

これらに加えて、今後とも全事業分野において経営の合理化・効率化を徹底し、安定した売上と利益を確保することにより、株主の皆様の期待に応えられる企業を目指して一層の経営努力を図ってまいります所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株 式 会 社 化 合 物 安 全 性 研 究 所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等

(3) 企業結合の経過

平成22年7月1日をもって株式交換により、日本薬品工業株式会社を完全子会社といたしました。あわせて、平成22年10月1日をもって会社分割により当社の茨城工場における医薬品等の製造事業を日本薬品工業株式会社に承継いたしました。

(4) 企業結合の成果

当期の連結売上高は27,361百万円（前期比3,378百万円、14.1%増）、連結経常利益は1,818百万円（前期比1,230百万円、209.6%増）となり、連結当期純利益は573百万円（前期比302百万円、111.8%増）となりました。

13. 主要な事業内容

医薬品及び臨床検査薬等の製造販売
医薬品の安全性試験等の受託
健康食品等販売

14. 主要な営業所及び工場等

(1) 当社の主要な営業所及び工場等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0801	宮城県仙台市青葉区木町通り1-6-34 安藤ビル4階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-26-20 江戸堀グロウスビル5階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0018	福岡県福岡市博多区住吉3-1-80 オヌキ新博多ビル2階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0054	埼玉県春日部市浜川戸2-16 (丸天運送株式会社内)

(注) なお、茨城工場（所在地 〒308-0112 茨城県筑西市藤ヶ谷字赤坂799-1）は、平成22年10月1日に、日本薬品工業株式会社を承継会社とする吸収分割により同社に移転しております。

(2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	600名(106名)
その他	65名(19名)
全社(共通人員)	46名(1名)
合計	711名(126名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先(当社)

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	1,282 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,213 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,000 百万円
株式会社三井住友銀行	890 百万円
株式会社みずほ銀行	665 百万円
中央三井信託銀行株式会社	590 百万円
株式会社東京都民銀行	528 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	480 百万円
株式会社横浜銀行	450 百万円
株式会社りそな銀行	440 百万円

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株

2. 発行済株式の総数 42,614,205株 (自己株式207,083株を含む)

(注) 平成22年7月1日を効力発生日とする当社を完全親会社、日本薬品工業株式会社を完全子会社とする株式交換により、普通株式4,091,904株を新たに発行いたしました。その結果、当社の発行済株式の総数は、42,614,205株となっております。

3. 当期末株主数 7,273名 (前期比 200名減)

4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率(注)
ジャパンソファルシム株式会社	6,544 千株	15.43 %
山口一城	2,069 千株	4.87 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	4.54 %
日本生命保険相互会社	1,870 千株	4.40 %
豊島薬品株式会社	1,491 千株	3.51 %
ジェーピーモルガンチェースバンク385093	1,121 千株	2.64 %
日本ケミファ従業員持株会	821 千株	1.93 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	753 千株	1.77 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.73 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	660 千株	1.55 %

(注) 自己株式207,083株を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (平成20年8月4日発行)
発行決議の日	平成20年6月27日
付与対象者と人数	当社取締役5名
新株予約権の数	20個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式20,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき516,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月5日から平成26年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)

(注1) うち取締役1名に付与している新株予約権は取締役就任以前に付与されたものであります。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の役員又は従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が定年による退任又は退職により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	矢 田 弘 道	経営全般補佐 リスク管理・臨床検査薬事業部担当兼医薬マーケ ティング本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	貴 志 康 夫	開発企画部担当 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	森 治 樹	管理部担当兼購買部長兼物流管理センター長
取 締 役 行 役 員	響 田 雅 則	法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当 兼総務部長
取 締 役	畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ パートナー
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長兼品質保証部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
執 行 役 員	真 木 善 幸	営業研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	情報システム部・広報室担当兼経営企画部長
執 行 役 員	畑 田 康	GE開発部長

- (注) 1. 取締役茂腹敏明氏は、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会終結時に辞任により退任いたしました。
2. 平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役畠山正誠氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
3. 取締役畠山正誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役畠山正誠氏、監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	7名	111百万円
監 査 役	3名	26百万円
合 計	10名	137百万円

- (注) 1. 上記の取締役の支給人数には、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(44百万円)は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労金引当額18百万円(取締役16百万円、監査役2百万円)を含めております。
4. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額0百万円を含めております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
6. 上記5.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、平成20年6月27日開催の第76回定時株主総会において年額1,000万円(うち社外取締役分100万円)以内と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
8. 上記のほか、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|---------|----|------|
| 退任社外取締役 | 1名 | 2百万円 |
|---------|----|------|

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 島山正誠

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
マックス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。
- ③ 主な活動状況
平成22年6月29日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中9回に出席し、主として弁護士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 監査役 高橋 剛

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
該当事項はございません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 監査役 進藤直滋

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はございません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況

該当事項はございません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏、社外監査役高橋剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	4名	14百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	40百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「IFRS（国際財務報告基準）」に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき取締役会は監査役会の同意を得て当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、平成20年4月25日開催の取締役会において一部改定しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。

- ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、監査役宛でのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
 - ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
 - ③ コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
 - ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
 - ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の前目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社及び子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動基準に則って、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② 当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。
 - ③ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ④ 当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。
 - ⑤ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。

- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社及び連結子会社の財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
- ② 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、役員・使用人全員に周知徹底する。
- ② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験、ノウハウ及びグローバルな情報発信力、③探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、中長期的成長戦略の柱として、i)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii)ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、iii)自社開発創薬による業容拡大の3つのミッションを掲げております。

平成19年4月より取り組んでいる5ヶ年の中期経営計画「Next Stage『飛躍』」は、その第1ステージであり、当社は、ジェネリック医薬品事業で一定のプレゼンスを確立することを最優先課題として、国の普及促進策を追い風としたジェネリック医薬品市場拡大の契機を確実につかみ取るために、持てる経営資源を同事業に集中的に投下してまいります。

さらに、当社は、ジェネリック医薬品の特許切れが一段落する平成27年以降の事業環境を見据え、中長期的なミッションとして、ウラリットを核とした高尿酸血症での取り組みや自社創薬への投資も継続しております。

当社は、これらのミッションを一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

(中期経営計画「Next Stage『飛躍』」の見直し計画を、平成22年6月1日付で当社ホームページに掲載しております。詳細は以下のアドレスよりご覧ください。

http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2010/midplan_20100601.pdf

② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容を一部改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2010/20100511-4.pdf>)

① 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i)ないし iv)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第78回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i)当社の株主総会において第78回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の中期経営計画「Next Stage『飛躍』」による取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	30,786	負 債 の 部	21,821
[流 動 資 産]	[17,098]	[流 動 負 債]	[12,035]
現金及び預金	5,068	支払手形及び買掛金	4,235
受取手形及び売掛金	8,343	短期借入金	992
商品及び製品	1,987	1年内償還予定の社債	470
仕掛品	561	1年内返済予定の長期借入金	2,595
原材料及び貯蔵品	347	リース債務	86
繰延税金資産	685	未払金	41
その他の流動資産	105	未払法人税等	675
貸倒引当金	△ 0	未払消費税等	148
		未払費用	1,860
[固 定 資 産]	[13,667]	預り金	59
有形固定資産	10,054	返品調整引当金	4
建物及び構築物	3,140	販売促進引当金	316
機械装置及び運搬具	730	その他の流動負債	551
工具、器具及び備品	225		
土地	5,550	[固 定 負 債]	[9,786]
リース資産	366	社 債	1,105
建設仮勘定	41	長期借入金	5,800
無形固定資産	763	リース債務	325
のれん	692	退職給付引当金	678
リース資産	20	役員退職慰労引当金	277
ソフトウェア	30	受入敷金保証金	9
電話加入権	20	再評価に係る繰延税金負債	1,589
投資その他の資産	2,849		
投資有価証券	1,035	純 資 産 の 部	8,964
長期貸付金	7	[株 主 資 本]	[6,960]
敷金及び保証金	120	資 本 金	4,304
繰延税金資産	339	資本剰余金	1,297
その他	1,388	利益剰余金	1,522
貸倒引当金	△ 41	自 己 株 式	△ 163
[繰 延 資 産]	[20]	[その他の包括利益累計額]	[1,998]
社債発行費	20	その他有価証券評価差額金	△ 34
		土地再評価差額金	2,033
		[新 株 予 約 権]	[5]
		[少 数 株 主 持 分]	[0]
資 産 合 計	30,786	負 債 純 資 産 合 計	30,786

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,361
売上原価	12,990
売上総利益	14,370
販売費及び一般管理費	12,371
営業利益	1,999
営業外収益	110
受取利息	4
受取配当金	26
固定資産賃貸料	17
持分法による投資利益	6
補助金収入	28
保険配当金	12
その他の営業外収益	15
営業外費用	291
支払利息	212
有形売却損	17
支払手数料	29
その他の営業外費用	32
経常利益	1,818
特別損失	402
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	303
その他の投資評価損	25
組織再編費用	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8
災害による損失	43
税金等調整前当期純利益	1,415
法人税、住民税及び事業税	934
法人税等調整額	△ 171
少数株主損益調整前当期純利益	653
少数株主利益	80
当期純利益	573

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	4,304	—	1,064	△ 158	5,210
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 114	—	△ 114
当期純利益	—	—	573	—	573
自己株式の取得	—	—	—	△ 5	△ 5
自己株式の処分	—	—	△ 0	0	0
株式交換による増加	—	1,297	—	—	1,297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	1,297	457	△ 4	1,750
平成23年3月31日残高	4,304	1,297	1,522	△ 163	6,960

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	少 株 主 持 数 主 分	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成22年3月31日残高	△ 182	2,033	1,850	3	800	7,865
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 114
当期純利益	—	—	—	—	—	573
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 5
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株式交換による増加	—	—	—	—	—	1,297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	148	—	148	1	△ 800	△ 651
連結会計年度中の変動額合計	148	—	148	1	△ 800	1,099
平成23年3月31日残高	△ 34	2,033	1,998	5	0	8,964

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 3 社
 - (2) 連結子会社の名称
日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、シャプロ株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 1 社
 - (2) 会社の名称
ジャパンソファルシム株式会社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金：当社及び連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の連結会計年度より費用処理しております。
- ③役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- ④返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- ⑤販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準等)

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を当連結会計年度より適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1百万円、税金等調整前当期純利益は9百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)
及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を当連結会計年度より適用しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

(1) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「保険配当金」は、当連結会計年度において、営業外収益総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「保険配当金」は、11百万円であります。

(2) 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

(3) 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
13,075百万円
2. 受取手形割引高
994百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,303百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△212百万円含まれております。
4. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
2百万円
5. 受取手形及び売掛金
連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している1,673百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 42,614,205株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	114	利益剰余金	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月29日開催予定の第79回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	127	利益剰余金	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グル

ープでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1)現金及び預金	5,068	5,068	—
(2)受取手形及び売掛金	8,343	8,343	—
(3)投資有価証券	971	971	—
(4)長期預金	1,100	947	△ 152
資産計	15,483	15,331	△ 152
(5)支払手形及び買掛金	(4,235)	(4,235)	—
(6)短期借入金	(992)	(992)	—
(7)社債	(1,575)	(1,573)	1
(8)長期借入金	(8,396)	(8,437)	△ 40
負債計	(15,198)	(15,237)	△ 38
(9)デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

これらは金融機関により評価された価格によっており、差額については、「デリバティブ部分の時価評価額」のみを表しております。この差額は、満期時において損益に与える影響は軽微であります。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,637	2,977	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	63

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,068	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,343	—	—	—
長期預金	—	500	—	600
合 計	13,411	500	—	600

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	470	370	370	270	95	—
長期借入金	2,595	2,216	1,705	714	165	1,000
合 計	3,065	2,586	2,075	984	260	1,000

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△4百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
750	△8	741	572

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	212円92銭
1株当たり当期純利益金額	13円95銭
連結損益計算書上の当期純利益	573百万円
普通株式に係る当期純利益	573百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式の期中平均株式数	41,093千株

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化)

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 : 日本薬品工業株式会社

事業の内容 : 医薬品の製造販売

- ② 企業結合日

平成22年7月1日(効力発生日)

- ③ 企業結合の法的形式

当社を完全親会社、日本薬品工業株式会社を完全子会社とする株式交換

- ④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、連結経営体制を一層強化してグループ運営の機動性を高め、より抜本的なグループ事業再編を推し進めることがさらなる企業価値の向上に資するものと判断し、意思決定及び手続き実行の迅速化を図るため本株式交換を決定いたしました。

- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)

及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

- (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

- ① 取得原価及びその内訳

取得の対価	1,297百万円
取得に直接要した費用	9百万円
取得原価	1,306百万円

- ② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

- 1) 株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1 : 日本薬品工業株式会社 38.4

- 2) 交換比率の算定方法

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性を担保するため、当社から独立した第三者機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社に株式交換比率の算定を依頼し、上場会社である当社については市場株価法による分析を、非上場会社である日本薬品工業株式会社についてはDCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)法及び類似会社比較法による分析を参考にしつつ、平成21年12月8日に当社がランバクシー・ラボラトリー・リミテッド社から日本薬品工業株式会社株式を取得した際の取引価格も考慮し、日本薬品工業株式会社との間

で協議を重ねた結果、上記の通り株式交換比率を合意・決定いたしました。

3) 交付株式数

普通株式数 4,091,904株

③発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

1) のれん金額

424百万円

2) のれん発生要因

少数株主から取得した日本薬品工業株式会社株式の取得原価が少数株主持分の減少額を上回ったためです。

3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の均等償却

(会社分割による当社茨城工場の分社化)

(1) 結合当事企業の名称、事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称

結合企業 : 日本薬品工業株式会社

被結合企業 : 日本ケミファ株式会社

②事業の内容

当社の茨城工場における医薬品、医薬部外品、臨床検査薬及び化成品の製造に関する事業

③企業結合日

平成22年10月1日

④企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である日本薬品工業株式会社を承継会社とする簡易吸収分割

⑤結合後企業の名称

日本薬品工業株式会社

⑥取引の目的を含む取引の概要

当社は、当社グループにおけるジェネリック医薬品生産機能の中核を担ってきた日本薬品工業株式会社のノウハウを当社茨城工場に高度に融合し、同工場を新薬のみならずジェネリック医薬品事業においても高い市場競争力を持つ生産拠点として再編するとともに、グループ生産機能を一元管理し、設備投資を含む資源配分の最適化を進め、中期的には生産拠点の統合も視野にさらなる経営の効率化を図り、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取

引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

日本薬品工業株式会社の株式 1,581百万円

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	220百万円	流動負債	55百万円
固定資産	1,448百万円	固定負債	32百万円
合 計	1,669百万円	合 計	87百万円

②交付された株式数

日本薬品工業株式会社は、本分割に際して普通株式145,160株を発行し、当社に割当てております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國井泰成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野開彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	28,731	負債の部	20,459
[流動資産]	[14,110]	[流動負債]	[11,525]
現金及び預金	3,483	支払手形	4,045
受取掛手形	402	買掛金	1,273
売掛金	7,402	短期借入金	552
商品及び製品	2,009	1年内償還予定の社債	400
仕掛品	69	1年内返済予定の長期借入金	2,559
原材料及び貯蔵品	144	リース債務	47
前払費用	50	未払金	24
未収入金	60	未払法人税等	410
繰延税金資産	482	未払消費税等	70
その他の流動資産	5	未払費用	1,657
		預り金	31
[固定資産]	[14,600]	返品調整引当金	4
有形固定資産	6,695	販売促進引当金	309
建物	1,197	設備関係支払手形	135
構築物	14	その他の流動負債	4
機械及び装置	23		
車両運搬具	0	[固定負債]	[8,933]
工具、器具及び備品	145	社債	850
土地	5,194	長期借入金	5,783
リース資産	120	リース債務	100
無形固定資産	47	退職給付引当金	376
ソフトウェア	9	役員退職慰労引当金	224
リース資産	20	受入敷金保証金	9
電話加入権	17	再評価に係る繰延税金負債	1,589
投資その他の資産	7,857	純資産の部	8,272
投資有価証券	982	[株主資本]	[6,270]
関係会社株式	4,960	資本金	4,304
長期貸付金	0	資本剰余金	1,297
従業員に対する長期貸付金	6	資本準備金	1,297
関係会社長期貸付金	204	利益剰余金	770
破産更生債権等	3	利益準備金	42
敷金及び保証金	118	その他利益剰余金	728
繰延税金資産	237	繰越利益剰余金	728
長期預金	1,100	自己株式	△ 101
その他の預金	284		
貸倒引当金	△ 41	[評価・換算差額等]	[1,996]
[繰延資産]	[20]	その他有価証券評価差額金	△ 36
社債発行費	20	土地再評価差額金	2,033
		[新株予約権]	[5]
資産合計	28,731	負債純資産合計	28,731

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	25,245
売 上 原 価	12,757
売 上 総 利 益	12,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,278
営 業 利 益	1,209
営 業 外 収 益	153
受 取 利 息	7
受 取 配 当 金	27
固 定 資 産 貸 貸 料	65
補 助 金 収 入	28
保 険 配 当 金	12
そ の 他 の 営 業 外 収 益	12
営 業 外 費 用	272
支 払 利 息	198
手 形 売 却 損	13
支 払 手 数 料	27
そ の 他 の 営 業 外 費 用	32
経 常 利 益	1,091
特 別 損 失	389
投 資 有 価 証 券 評 価 損	303
そ の 他 の 投 資 評 価 損	25
関 係 会 社 株 式 評 価 損	30
組 織 再 編 費 用	20
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	8
税 引 前 当 期 純 利 益	701
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	517
法 人 税 等 調 整 額	△ 119
当 期 純 利 益	304

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金		
平成22年3月31日残高	4,304	—	30	550	△ 98	4,786
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	11	△ 126	—	△ 114
当期純利益	—	—	—	304	—	304
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 3	△ 3
自己株式の処分	—	—	—	△ 0	0	0
株式交換による増加	—	1,297	—	—	—	1,297
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	1,297	11	177	△ 3	1,483
平成23年3月31日残高	4,304	1,297	42	728	△ 101	6,270

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
平成22年3月31日残高	△ 184	2,033	1,849	3	6,640
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 114
当期純利益	—	—	—	—	304
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 3
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株式交換による増加	—	—	—	—	1,297
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	147	—	147	1	148
事業年度中の変動額合計	147	—	147	1	1,632
平成23年3月31日残高	△ 36	2,033	1,996	5	8,272

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金：期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）

による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の事業年度より費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準等)

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を当事業年度より適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1百万円、税引前当期純利益は9百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、
「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）
及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を当事業年度より適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
5,192百万円
2. 受取手形割引高
994百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,303百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△212百万円含まれております。
4. 関係会社に対する債権債務
短期債権 37百万円
長期債権 204百万円
短期債務 2,865百万円
5. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
2百万円
6. 売掛金
貸借対照表に計上した売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している1,673百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
売上高 38百万円
営業費用 6,256百万円
営業取引以外の収益 63百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末における自己株式の数
普通株式 207,083株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職慰労引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
子会社	株式会社化合物安全性研究所	北海道札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 5.0 (被所有) 直接 15.6

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先 商品仕入先 役員の兼任	製品の製造委託及び商品の購入	4,315	支払手形及び買掛金	2,132
子会社	株式会社化合物安全性研究所	資金貸付先	資金の貸付	—	長期貸付金	204
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び原材料仕入先 役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,671	支払手形及び買掛金	731

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
 2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

194円94銭

1株当たり当期純利益金額

7円36銭

損益計算書上の当期純利益

304百万円

普通株式に係る当期純利益

304百万円

普通株主に帰属しない金額

—百万円

普通株式の期中平均株式数

42,407千株

(企業結合等に関する注記)

詳細につきましては、「連結注記表（企業結合等に関する注記）」（36頁から38頁）に記載しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國井泰成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野開彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

日本ケミファ株式会社
常勤監査役 加藤 昇 ㊟
社外監査役 高橋 剛 ㊟
社外監査役 進藤 直 滋 ㊟

以上

株 主 メ モ

1. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月下旬
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社

6. 郵便物送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (78) 2031 (フリーダイヤル)

取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店並びに日本証券代行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

7. 公告方法

電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

8. 本社所在地

〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電話 03 (3863) 1211 (代表)

住所変更、単元未満株式の「買増・買取」等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。